

豊川高等学校PTA会則

【名称と事務局】

第1条 本会は、豊川高等学校PTAと称し、事務局を豊川高等学校（以下 本校という）におく。

【目的】

第2条 本会は、学校・家庭・社会の密接な連携のもとに、本校の教育の向上に寄与することを目的とする。

【事業】

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
(1) 学校と家庭及び地域社会との連携に関する事項
(2) 会員の研修、親睦など交流及び互助に関する事項
(3) 教育環境の改善、充実に関する事項
(4) 生徒指導その他の教育活動への協力に関する事項
(5) 生徒の福祉、厚生に関する事項
(6) その他、必要と認められる事項

【組織】

第4条 本会は、本校生徒の保護者、本校職員及び一般有志で理事会が推薦する者をもって組織する。
なお、必要な場合には支部を設けることができる。

【役員と職務】

第5条 本会の役員と、その職務は次の通りである。
(1) 会長 1名 会務を総理し、本会を代表する。
(2) 副会長 若干名 会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。
(3) 常任理事 支部より若干名 常任理事会の構成員となり、会長から委嘱された会務にあたる。
(4) 理事 若干名 理事会の構成員となり、一般会務を処理する。
(5) 書記 若干名 本会の記録及び庶務にあたる。
(6) 会計 若干名 本会の会計経理にあたる。
(7) 監事 若干名 本会の会計監査にあたる。

【役員の選任と任期】

第6条 役員は、総会において選任し、任期は1年とするが、再任は妨げない。選出に関する細則は別に定める。

【顧問】

第7条 本会に、顧問をおく。顧問は本会の会長経験者及び学校法人理事長の他、この会に必要と認めるものを常任理事会が総会において推薦する。
なお、顧問は会長の諮問に応ずるものとし、その任期は定めない。

【機関】

第8条 本会に次の機関を置く。ただし、必要に応じてその他の委員会を設けることができる。
(1) 総会 (2) 理事会 (3) 常任理事会 (4) 専門委員会 (5) 部活動保護者会

【総会】

第9条 総会は、毎年度はじめに、会長の召集により開催する。但し、会長が必要と認めた場合は、臨時総会を開催することができる。
なお、総会が成立する定足数は、委任状による表決参加者を含めて会員の2分の1以上とし、出席者の過半数により決議する。
2 総会は次の機能をもつ。
(1) 会則の制定と改正 (2) 事業報告と決算の承認
(3) 事業計画と予算の承認 (4) 役員の選任
(5) その他必要と認められた事項

【理事会】

第10条 理事会は、第5条に掲げた役員全員で構成し、会長が必要に応じて召集する。
2 理事会は、次の機能をもつ。
(1) 総会に提出する議案の作成
(2) 総会で委任された事項及び緊急事項の処理
(3) 会則の施行に必要な細則または規定等の制定と改廃
(4) その他必要と認められる事項

【常任理事会】

第11条 常任理事会は、会長・副会長・常任理事・書記・会計をもって構成し、必要に応じて会長が召集して会議を開き、会務の審理にあたる。但し、必要により監事の出席を要請することもある。

【専門委員会】

第12条 専門委員会は、委員長と委員でもって構成し、委員長には会長の委嘱により常任理事をあてる。
2 各専門委員会は、必要に応じて会長の召集により開催し、委員長の統括のもとに、分掌した事業について協議・運営を推進する。なお、専門委員会関係の細則は別に定める。

【会計】

第13条 本会の会計は、一般会計と特別会計とし、一般会計の経費は、会費・寄付金・その他の収入をもってこれにあてる。会費は別に定める。
2 特別会計は、PTA入会金その他の収入をもってこれにあてる。

【会計年度】

第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

【細則等】

第15条 本会の運営に必要な細則等は、理事会で定める。

附 則 : 平成 3年4月 1日 施行
平成10年5月16日 一部改定
平成25年1月25日 委員会合併

豊川高等学校 P T A 細則

【役員候補者の選出】

- 第1条 会則第5条に基づく第6条の役員の選出については、会長が委嘱した選考委員会において、次期役員の候補者を選び、総会に推薦して承認を受ける。
- 事務局を担当する副会長には校長をあて、教頭1名は書記に、事務長は会計にあたる。
 - 理事候補者として、支部長を推薦することを原則とする。

【会長の職務代理】

- 第2条 会則第5条2号における代行順位については副会長のうちの互選により定める。

【専門委員会】

- 第3条 会則第12条における委員は、各支部から選出することを原則とする。
- 会則第12条による専門委員会の分掌は、別表-1の通りとする。
 - 専門委員会の円滑な運営を図るため、会則第8条により、本会役員及び、各専門委員会の委員により構成する合同委員会を設け、必要に応じて会長の召集により開催する。

【部活動保護者会】

- 第4条 会則第3条4号における教育活動への協力の観点から、各部活動顧問は必要に応じて部活動保護者会（組織名は任意）を発足することができる。
- 部活動保護者会は各部活動の顧問・副顧問・監督・コーチ・部活動に所属する子供の保護者によって構成し、部活動の活動に関して協議することができる。

【会員の互助】

- 第5条 会則第3条2号による会員の互助については、別に「慶弔規定」を設けて、災害見舞その他の特別な場合については、常任理事会に一任する。

【支 部】

- 第6条 会則第4条に基づき支部を新設する場合、または支部の改廃については、理事会の承認を必要とする。
- 支部の運営にあたっては、本会と連絡を密にし、本会の目的及び事業内容を尊重しなければならない。
 - 本会の支部は、10支部とする。
豊川第1支部（東部中学校区）
豊川第2支部（南部中学校区）
豊川第3支部（金屋・一宮中学校区）
豊川第4支部（西部・音羽中学校区）
豊川第5支部（中部・代田中学校区）
豊橋第1支部（石巻・青陵・東陵・豊城・中部・豊岡・東部・東陽・二川・五並・浜名湖周辺中学校区）
豊橋第2支部（南部・高師台・本郷・高豊・南稜・南陽・章南・田原市内 各中学校区）
豊橋第3支部（北部・吉田方・羽田・牟呂・前芝各中学校区）
御津蒲郡小坂井支部（御津・蒲郡・小坂井中学校区）
新城支部（新城市内・北設・静岡県北部地区各中学校区）

附 則	：平成 3年4月 1日	施 行
	平成20年4月23日	一部改定（支部の合併）
	平成21年5月 1日	別表-1「PTA分掌」の改定
	平成23年4月15日	一部改定（支部の合併）
	平成26年4月 1日	一部改定（役員の定数、支部の合併）
	平成29年4月 1日	一部改定（定時制課程の閉課程）
	令和 5年12月7日	一部改定（支部の合併）

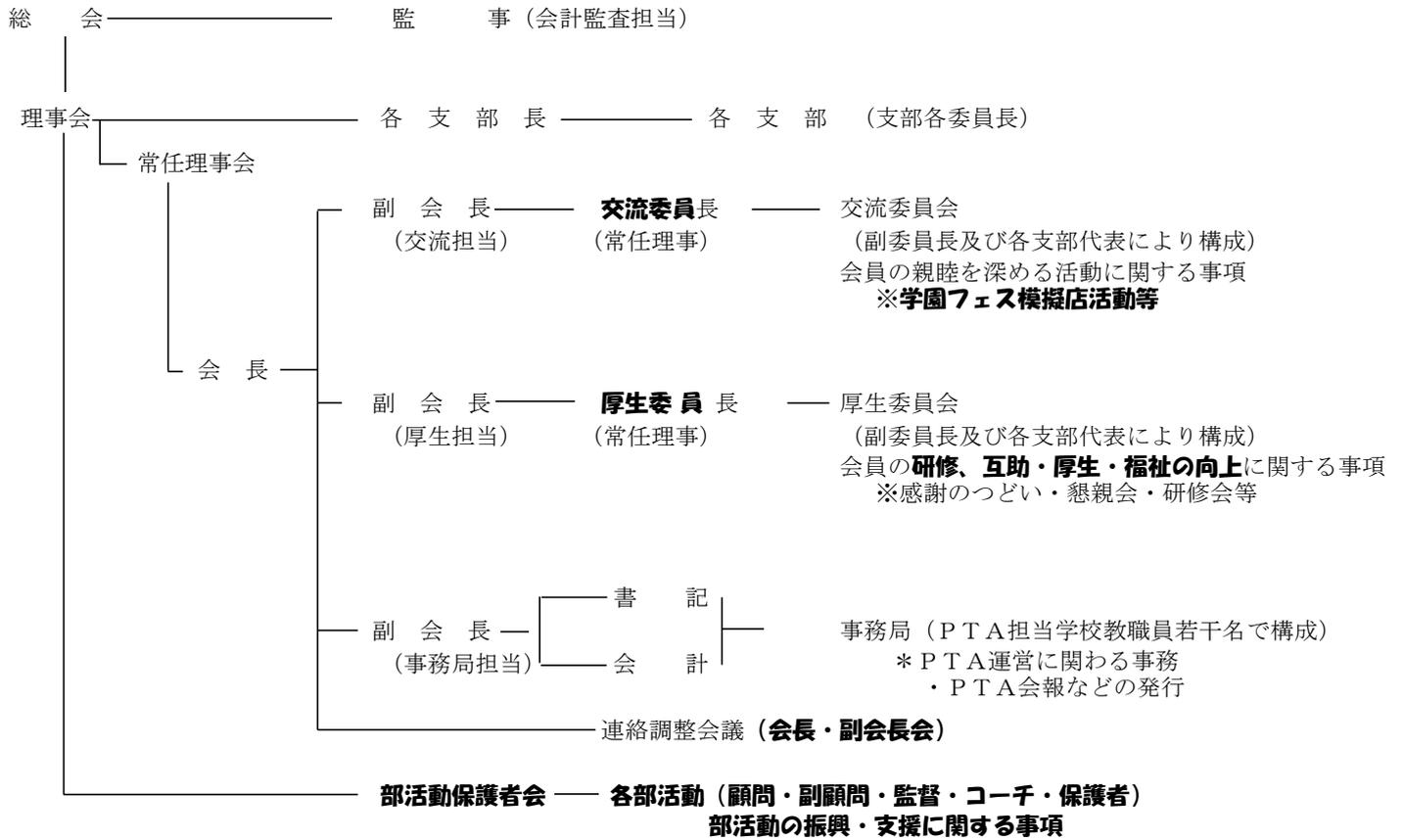
豊川高等学校 P T A 慶弔規定

- 細則第4条により規定を定める。
- PTA会員及び本校生徒に対する弔慰または見舞金の額は次のとおりとする。
 - 生徒の死亡 10,000円＋花輪
 - 会員の死亡 5,000円
 - 会員の不慮の重大災害の見舞金 常任理事会で協議
 - 本会に特に功績のあった者の死亡 常任理事会で協議
- その他必要のあるときは常任理事会で協議する。

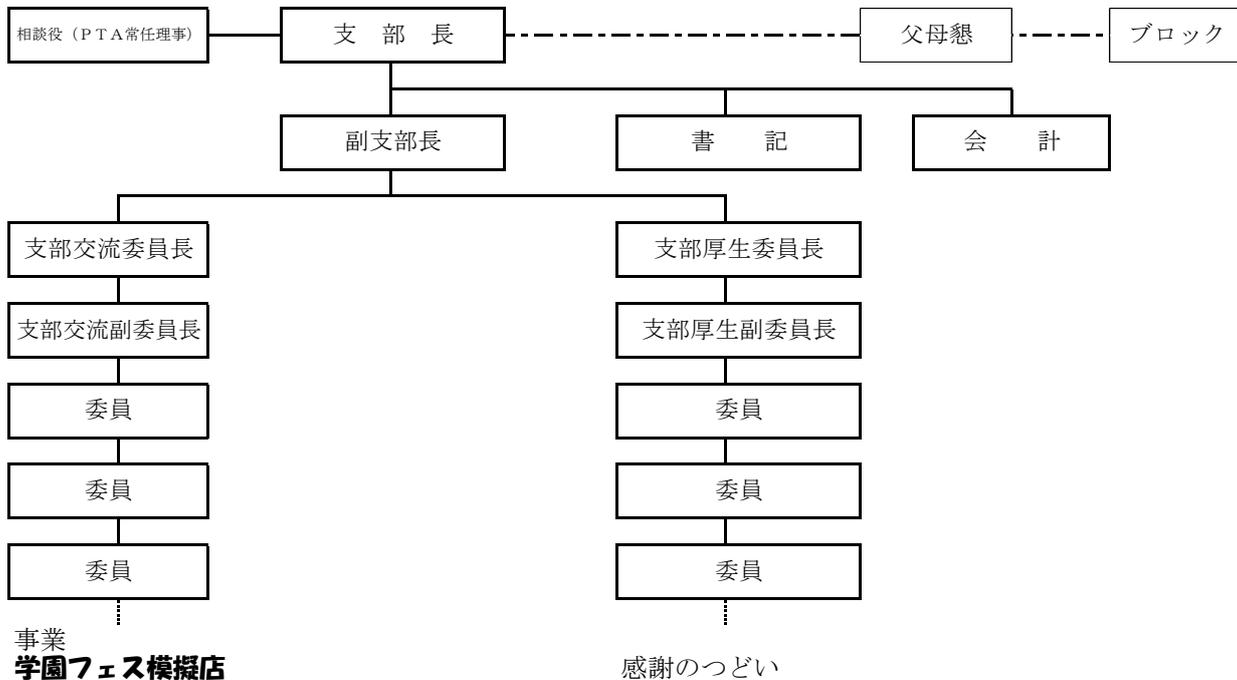
附 則	：平成 3年4月 1日	施 行
-----	-------------	-----

別表－1

豊川高等学校PTA分掌



PTA支部組織 (基本)



豊川高等学校部活動運営委員会規約

- 第1条 豊川高等学校（以下 本校という）における部活動の適正な運営及びその振興を図るため豊川高等学校部活動運営委員会（以下 委員会という）を設置する。
- 第2条 委員会の任務は次のとおりとする。
- (1) 部活動の運営・調整に関すること。
 - (2) 部活動に係わる施設・設備に関すること。
 - (3) 部活動の指導者に関すること。
 - (4) その他、部活動の振興・充実に関すること。
- 第3条 委員会は本校職員若干名及び保護者若干名をもって構成する。
ただし、委員長には本校の校長を当て、委員長に事故あるときは委員長が指名した副委員長が職務を代理する
- 第4条 委員の任期は1年とするが再任は妨げない。
- 第5条 この委員会には、必要に応じて小委員会を設けることができる。
- 第6条 この規約に定める事項のほか、必要事項は委員会で協議して定める。

附 則：本規約は、平成3年4月1日から施行する。

豊川高等学校部活動後援会規約

- 第1条 本会は豊川高等学校部活動後援会と称し、事務局を豊川高等学校（以下 本校という）におく。
- 第2条 本会は、本校の部活動の振興と充実に寄与することを目的とする。
- 第3条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
- (1) 部活動の指導についての助成に関する事項
 - (2) 部活動に係わる諸経費の補助に関する事項
 - (3) その他、本会の目的を達成するために必要な事項
- 第4条 本会は、生徒の保護者を普通会员とし、本会の趣旨に賛同する者を特別会員とする。
- 第5条 本会役員及び顧問については、本校PTA役員及び顧問が兼任するものとする。
- 第6条 本会の機関として、総会・理事会・常任理事会を設ける。ただし、各機関の機能並びに構成員については、本校PTA会則に準ずる。
- 第7条 本会の経費は、普通会员の会費その他の収入をもってあてる。会費は別に定める。
- 第8条 本会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

附 則：本規約は、平成3年4月1日から施行する。

豊川高等学校教育振興会規約

- 第1条 本会は豊川高等学校教育振興会と称し、事務局を豊川高等学校（以下 本校という）におく。
- 第2条 本会は、本校の教育の振興と充実に寄与することを目的とする。
- 第3条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
- (1) 教育活動について助成する事業
 - (2) 教育活動に係わる諸経費の補助に関する事項
 - (3) その他、本会の目的を達成するための必要な事項
- 第4条 本会は、生徒の保護者を普通会员とし、本会の趣旨に賛同する者を特別会員とする。
- 第5条 本会役員及び顧問については、本校PTA役員及び顧問が兼任するものとする。
- 第6条 本会の機関として、総会・理事会・常任理事会を設ける。ただし、各機関の機能並びに構成委員については、本校PTA会則に準ずる。
- 第7条 本会の経費は、普通会员の会費、その他の収入をもって当てる。会費は別に定める。
- 第8条 本会の会計年度は4月1日より翌年3月31日までとする。

附 則：本規約は、平成9年6月1日より施行する。

豊川高等学校私学助成をすすめる父母懇談会会則

【名称と事務局】

第1条 この会は、豊川高等学校私学助成をすすめる父母懇談会と称し、事務局を豊川高等学校（以下本校という）におく。

【目的】

第2条 この会は、本校のPTA並びに卒業生父母懇との協力のもとに、本校の発展並びに私学の発展のために、教育条件の維持向上に寄与することを目的とする。

【事業】

第3条 この会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1 愛知私学助成をすすめる会及び私学をよくする愛知父母懇談会に加盟し、両者と連携して公費助成など私学の教育の発展を推進する事業。
- 2 会員の研修及び親睦に関する事業。
- 3 その他、目的の達成に必要と認められる事業。

【組織】

第4条 この会は、本校生徒の保護者・本校職員及び常任役員会が推薦する者をもって構成する。なお、この会の支部は、本校PTA支部を準用する。

【常任役員と任務】

第5条 この会の常任役員と任務は、次のとおりである。

- | | | |
|-----------|-----|------------------------------|
| (1) 会 長 | 1 名 | 会務を総理し、この会を代表する。 |
| (2) 副 会 長 | 若干名 | 会長を補佐し、会長が事故あるときは、その職務を代理する。 |
| (3) 支部代表 | 若干名 | 会長から委嘱された会務分掌を処理する。 |
| (4) 書 記 | 若干名 | この会の記録及び事務処理にあたる。 |
| (5) 会 計 | 2 名 | この会の会計経理にあたる。 |
| (6) 会計監査 | 2 名 | この会の会計を監査する。 |

【常任役員を選任】

第6条 前条に該当する常任役員を選任については、会長が委嘱した役員選考委員会において候補者を選考し、総会に推薦して承認をうけるものとする。

【常任役員の任期】

第7条 常任役員の任期は1年とするが、再任は妨げない。

【顧問】

第8条 この会に顧問をおく。顧問は、校長・PTA会長・教職員代表の他、この会の功労者など、常任役員会が会の運営上必要と認める者を総会にて推薦する。その任期は常任役員に準ずる。

【機関】

第9条 この会に次の機関をおく。ただし、必要に応じて、会長が委嘱する委員会を設けることができる。

1 総 会

総会は毎年度はじめに、会長の召集により開催する。ただし、会長が必要と認めた場合は、臨時総会を開くことができる。なお、総会の機能は次のとおりとし、出席者の過半数により決議する。

- | | |
|-----------------|----------------|
| (1) 会則の制定と改正 | (4) 事業報告と決算の承認 |
| (2) 事業計画と予算の承認 | (5) 常任役員を選任 |
| (3) その他必要と認めた事項 | |

2 役員会

役員会は第5条の常任役員全員及び各支部役員全員で構成し、会長が必要に応じて召集する。なお、役員会の機能は次のとおりとする。

- (1) 総会に提出する議案の作成
- (2) 総会で委任された事項及び緊急事項の処理
- (3) 会則の施行に必要な細則又は規定等の制定と改廃
- (4) その他必要と認められる事項

3 常任役員会

常任役員会は、第5条の第1号～5号の常任役員で構成し、随時、会長が召集して会務の審理にあたる。ただし、必要により会計監査又は顧問の出席を要請することができる。

なお、緊急な会務を生じた場合は、役員会に代えてその処理にあたることことができる。この場合は、次の役員会に報告し、承認をうけるものとする。

【会計】

第10条 この会の会計は、会費・寄付金その他の収入をあて、会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。なお、会費は別に定める。

附 則 ： この会則は、平成5年4月1日から施行する。

平成元年6月17日施行

平成4年9月26日 一部改正

平成5年3月10日 全面改正